

## 助成事業に関する実施要領

### 1. 助成事業の趣旨

本要領は、公益財団法人成長科学協会（以下当協会という）が定款及び学術運営委員会規則に基づき、助成事業（以下助成事業という）を適切に実施するため、その取り扱いに関する具体的な事項を定めたものである。

この助成事業とは、協会の定款の第4条の第一号及び第三号に規定する事業のうち、別に定める研究助成事業に関する実施要領によるもの以外の成長科学に関する事業・活動を行なう団体に対し、当協会の資金を配分し、助成することである。

この助成に当たっては、年度毎に理事会で議決された予算の範囲で、重点的・効率的に行うものとする。

### 2. 助成の対象

助成の対象は、成長科学に関する公益的な事業・活動等であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 国内の学会等の学術団体が開催する学術集会の開催に係わる費用の援助
- (2) 当協会が開催する講演会・学術集会等の開催に係わる費用を負担することにより、一般参加者に対する援助

### 3. 助成の方法

- (1) 助成は、原則として学術担当理事が協議のうえ立案し、学術運営委員会によって助成の妥当性を評価した後、理事会の議決を経た事業計画に基づき実施する。
- (2) 上記(1)以外の場合であって、緊急を要するものなどは、その必要性につき学術担当理事が評価し、その評価結果を学術運営委員長より理事長に報告し、理事長が当年度の予算の枠内で実施する。
- (3) 2の(1)の学会等の団体に対する助成の選考は、次の4による申請書に基づき、5の選考基準により学術担当理事が評価のうえ選考した者につき、理事長に報告し理事長が決定する。

### 4. 申請の手続き

学会等の団体に対する助成

申請者は、学会等の代表者で、申請書を事務局に提出する。この場合、プログラム等の資料を添付する。

### 5. 助成の選考基準

下記の選考基準に基づき、助成の妥当性を評価のうえ選考する。

学会等の団体に関する助成

選考基準。成長科学との関連性、公益性。

6. 選考結果の通知等

- (1) 選考結果について、理事長は申請者に通知状を送付する。
- (2) 助成の対象とされる旨の通知を受けた者は、助成金及び助成条件等に同意した場合には、同意書を提出する。
- (3) 事務局は同意書を提出された者に、助成金を送付する。
- (4) 助成を受けた事業・活動の終了後の報告
  - ア) 学会終了後、1 か月以内に報告書（参加人数）を事務局に提出する。
  - イ) 国外の学会等への参加者は帰国後、2 か月以内に報告書を事務局に提出する。
    - ・ 国外学術集会参加報告書

附 則 1998 年 4 月 1 日実施

附 則 2010 年 10 月 1 日改正

附 則 2019 年 1 月 19 日改正